

●会則（規約）の例

〇〇会会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、〇〇会（以下「本会」という。）と称し、事務局を〇〇に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は、〇〇市△△〇〇丁目から××丁目までの区域内に常住する住民をもって組織し、加入単位は〇〇とする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の扶助並びに福利の増進を図るとともに、行政機関との協働により、自らの意思に基づいて地域社会の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の扶助・親睦に関する事
 - (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
 - (3) 美化・清掃等区域内の環境の整備
 - (4) 集会施設の維持管理
- (○) ……………
- (○) ……………

⋮

⋮

⋮

第2章 役員

(役員の種類)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (○) …… 〇名
- (○) …… 〇名
- (○) 会計 〇名
- (○) 監事 〇名

2 前項の役員は総会において選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。

- (○) 〇〇は、……………。
- ⋮
- ⋮

(○) 会計は、会の会計事務を処理する。

(○) 監事は、次の職務を行う。

- (1) 会の会計事務を監査すること。
- (2) 会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第7条 役員任期は〇年とする。(ただし、再任を妨げない。)

(2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。)

第3章 総会

(総会の種別)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年〇月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに招集することができる。

(総会の招集)

第9条 総会は会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の〇日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第10条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 会則等の改正に関する事項
- (○) ……………

⋮

⋮

(○) その他の重要事項

(総会の定足数)

第 11 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。(ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。)

(総会の議決)

第 12 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第 13 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を提出した会員も含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の専任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人〇名以上の署名押印をしなければならない。

第 4 章 役員会

(役員会の構成)

第 14 条 会の中に役員会を置く。

2 役員会は、第 6 条で定める役員(ただし、監事を除く。)をもって構成する。

(役員会の招集)

第 15 条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(役員会の審議事項)

第 16 条 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (○)
- ：
- ：
- ：
- (○) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 5 章 会計

(経費)

第 17 条 会の経費は、会費、〇〇市〇〇補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第 18 条 会員は、年額〇円(月額〇円)を会費として本会が指定する方法により納入するものとする。

- 2 入会の場合は、.からの会費を徴収する。
- 3 退会の場合は、.までの会費を徴収する。(過納金があるときは、本人の申し出により返金することとする。ただし、申し出期間は.までとする。)
- 4 役員会の認定により、減額又は猶予することができる。

(事業年度及び会計年度)

第 19 条 会の事業年度及び会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(会計監査)

第 20 条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第 21 条 収支計算書と財産目録を作成し、これを年 1 回総会で報告して承認を得る。

(委任)

第 22 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。